

三浦市訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 1,172 単位		1,172	1月 につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・ 同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物 利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,055		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ・ 日割		事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 39 単位		39	1日 につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ・ 日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物 利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	35		
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 2,342 単位		2,342	1月 につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・ 同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物 利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,108		
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ・ 日割		事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 77 単位		77	1日 につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ・ 日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物 利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	69		
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ・	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者 要支援2 (週2回を超える 程度) 3,715 単位		3,715	1月 につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・ 同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物 利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3,344		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ・ 日割		事業対象者 要支援2 (週2回を超える 程度) 122 単位		122	1日 につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ・ 日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物 利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	110		
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者 要支援1・2 (週1回程度) 267 単位		267	1回 につき
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・ 同一		※1月の中で全部で 4回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物 利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	240		
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	事業対象者 要支援1・2 (週2回程度) 271 単位		271		
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・ 同一	※1月の中で全部で 5回から8回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物 利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	244			
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	事業対象者 要支援2 (週2回を超える 程度) 286 単位		286		
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・ 同一	※1月の中で全部で 9回から12回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物 利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	257			

A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型 サービス費 (独自) (短時間 サービス)	事業対象者 要支援1・2 (20分未満) 166 単位 ※1月につき2・2回 まで		166	1回 につき	
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・ 同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物 利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	149		
A2	8000	訪問型独自サービス 特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月 につき	
A2	8001	訪問型独自サービス 特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日 につき	
A2	8002	訪問型独自サービス 特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回 につき	
A2	8100	訪問型独自サービス 小規模事業所加算	中山間地域等 における 小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月 につき	
A2	8101	訪問型独自サービス 小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日 につき	
A2	8102	訪問型独自サービス 小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回 につき	
A2	8110	訪問型独自サービス 中山間地域等提供加算	中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月 につき	
A2	8111	訪問型独自サービス 中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日 につき	
A2	8112	訪問型独自サービス 中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回 につき	
A2	4001	訪問型独自サービス 初回加算	チ	初回加算	200単位加算	200	1月 につき	
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算 I	リ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算 (I)	100単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上連携加算 (II)	200単位加算		200
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算 I	ス 介護職員 処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善 加算 (I)	所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善 加算 (II)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算 III			(3)介護職員処遇改善 加算 (III)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス 処遇改善加算 IV			(4)介護職員処遇改善 加算 (IV)	(3)で算定した単位数の90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス 処遇改善加算 V			(5)介護職員処遇改善 加算 (V)	(3)で算定した単位数の80% 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算 I	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処 遇改善加算 (I)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算 II			(2)介護職員等特定処 遇改善加算 (II)	所定単位数の 42/1000 加算		

※令和元年10月1日介護報酬改定による変更点を黄色にしています。

※令和元年10月1日現在で、三浦市では使用しないコードには色をつけています。

※「1回につき」のコードは、平成30年4月サービス提供分以降について使用できます。平成30年3月サービス提供分までについては、使用しないでください。